

令和6年10月24日

養老町行財政改革推進審議会

会長 河合 晋 様

養老町長 川 地 憲 元



養老町斎苑「清華苑」施設使用料の見直し（案）について（諮問）

養老町行財政改革推進審議会設置条例第2条第1号の規定に基づき、下記事項について、ご意見を賜りたく、諮問します。

記

1. 養老町斎苑「清華苑」施設使用料の見直し（案）について

<諮問理由>

養老町斎苑「清華苑」は、平成7年3月に現在の東館が完成し、平成18年2月には西館を増設いたしました。亡くなられた方々のご冥福をお祈りする施設として、多くのご遺族がご利用になり、最後の別れの時を過ごされます。

東館においては築30年程度が、西館においては築18年以上が経過し、これまでも修繕を繰り返しながら現在に至っております。この間に、人々の価値観は大きく変化し、特に令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の流行により、人と人の接触が制限されてからは、身近な親族等のみで葬儀を執り行う家族葬を選択するご遺族が増えてまいりました。現在でも、この傾向は続いており、家族葬が一般的な葬儀の形式となりつつあります。また、町内にも2か所の斎場が民間事業者により運営されて、旧来の葬儀用の施設である清華苑の稼働率は低下している状況であります。

家族葬にも適した施設整備を行い、引き続き、ご遺族に寄り添った施設運営を継続するため、養老町斎苑「清華苑」の施設使用料を見直すべく諮問するものでございます。